

一般請求権徴用者関係等専門
委員会第2回会合

3.7.2.2 /
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会の徴用者関係等専門委
員会第2回会合は、2月20日午後3時より
5時20分まで外務省235号室において開
催された。双方出席者つぎのとおり。

(日本側)



外務省	ト部	参事官
大蔵省理財局外債課	桜井	課長
"	杉田	事務官
"	岩瀬	事務官
" 管財局管理局	本間	課長
"	森本	事務官
厚生省援護局復員課	板垣	課長
" 業務二課	村岡	課長
"	阿部	事務官
総理府恩給局審議課	中島	課長

總理府恩給局審議課	横溝	事務官
" 経理課	山下	事務官
労働省職業安定局雇用安定課	清水	事務官
" "	永田	事務官
外務省アジア局北東アジア課	森田	事務官
" "	渡辺	事務官
" "	澄川	事務官
" "	堀	事務官

(韓国側)

弁護士	金潤根
韓國銀行参事	李相德
経済企画院秘書官	洪允燮
補佐	吳彩基

2. 議事要旨

(1) まず、ト部参事官より、軍人軍属に関して前回の会合で韓国側が指摘した資料に対する日本側の検討の結果を発表してもらおと発言があり、厚生省板垣課長よりつぎのとおり説明した。

『「外務省調査月報」にてている終戦当時内地にいた朝鮮人軍人軍属11万という数字については、同調書にもこれは公的なものではなく、個人的な見解と断つてあるが、この数は法務省入国管理局の資料から引用したものであり、そのもとは厚生省の資料であるが、引用の際若干の誤りのあつたことが判つた。すなわち、終戦当時、陸軍關係では軍人軍属合わせて内地に [REDACTED]
[REDACTED] がいたが、これらの單なる事務処理のための参考資料として兵籍、留守宅別に [REDACTED]
[REDACTED] の名簿をもつていた。法務省はこの両者の数字は、すなわち [REDACTED]

[REDACTED] の数を在内地陸軍軍人軍

属として出したのである。海軍関係については[REDACTED] という数字は正しく、陸海軍合わせて在内地の朝鮮人軍人軍属数は[REDACTED] と
いうのが真実である。

つぎに「引揚援護の記録」に出ている約10万という数字については同書は数字を米軍の統計を引用しており、それには単に軍人軍属のみならず、一般人も含まれている。これはハワイからの引揚げの例をみても明らかである。』

これに対し、韓国側より、その一般人とは徴用労務者ではないか、日本人には出稼ぎに行っていた人もいるだろうが一般の韓国人はそんなに出ていなかつたと思う。事実終戦後ハワイから韓国に引揚げてきたものは1人もいないと反論した。そこでト部参事官より、韓国側が、実際に1人もいないといわれれば、もとの米側の統計自身を

疑わざるをえないが、日本側は韓国側のあげられた資料を検討した結果を説明しているのであると述べた。板垣課長より、更に沖繩・豪州の例をあげ本統計が軍人軍属以外のものを含むものであることを説いたが、韓国側も豪州より一般韓国人が引揚げるはずがないと反論しながらも本統計が必ずしも軍人軍属のみでないことには一応納得した。ついで韓国側より、負傷者の数と行方不明の有無を質したのに対し、日本側より、負傷者の数は復員数に入っているが正確にはわからない。また行方不明者は調査および推定作業の結果、復員者と死亡者の中に入れられていると答えた。韓国側より、日本側の調査の結果はすべてをカバーしていると思うかと重ねて尋ねたので、日本側より部隊別名簿と留守宅からの届出の両方から調べたので全部カバーされていると信ずると答えた。そこで韓国側は本国に帰つて説

明するためにも、部隊別一覧表のようなものでもいただきたいと述べたが、日本側は、名簿の重複を避けるため各村単位に整理したので部隊別の一覧表を作るのは難しい旨答えたところ、韓国側は村別の一覧表でもいただきたいと述べたので、日本側は海軍の軍人は入隊年別の一連番号で整理されているのみなので、村別一覧表を出すのは難しいむしろ例えばサイパン地区の数と名簿を照合するという抽出的な方法は如何と述べた。これに対し韓国側は重ねて日本側数値をそのまま本国政府にのませることは不可能なので、部隊別ないし道別の数値を示していただきたいと述べたので、日本側よりどの程度可能か検討しようとした。

なお、韓国側は参考までとして朝鮮人軍人軍属の遺骨で現在なお日本に保管されているものの数および保管場所を知らせてほしいと述べたので、日本側より次回にでも述べることを約した。

(2) 次いで要綱Ⅳ閉鎖機関および在外会社関係に移り、本間課長よりさきに韓国側から提出のあつた韓国側質問事項（別添2）に対する回答（別添3）を提出し、次のとおり説明した。

「韓国側の質問3.閉鎖機関の韓国人株主の明細、4.の朝鮮銀行の1955年末の在日財産状況に関しては早急に資料を提出することは困難である。すなわち、閉鎖機関として指定された法人は1088機関にのぼり、そのうち約20機関が現在清算中であるが、清算を終了した機関の書類は現在大蔵省が保管しているが、その書類はきわめて厖大な量であり、他方、第二会社が設立されたものについては当該第二会社がこれらの書類を保管している。朝鮮銀行についていえば現在日本不動産銀行がこれらの書類を保管しており、日本不動産銀行はさらに株式業務を日本証券代行株式会社に委

託している。従来韓国側に口頭ないし書類で説明した閉鎖機関の数値はすべて自分達のメモを基礎にして作成し説明ないし提出したものであり、今回韓国側から要求のあつた朝鮮人株主の明細等については、日本不動産銀行又は日本証券代行株式会社が保管している株式等に関する書類の原始記録を調査し確認のうえ韓国側にさし上げたいと思うので御了承願いたい。とくに閉鎖機関の株主名簿については韓国側の保持している株主名簿と照合したいので韓国側よりも朝鮮人株主名簿を提出してほしい。日本側において朝鮮人株主と認定している株主以外にも創氏改名等により所在不明者の中にもあるいは朝鮮人株主がいるかもしれないとも考えられる。また、朝鮮銀行についていえば、昭和20年6月株主総会開催前に株主を確定するため名義書換えの停止を行なつた上株主確定の措置をとつており、

さらに第二会社設立の直前である昭和32年
年にふたたび株主の確定の措置を行なつて
いる。」

これに対し、李委員より韓国側としても
日本側の事情もよくわかるので無理は申さ
ない。次回にでも説明していただければ結
構である。

閉鎖機関の株主名簿については一応日本
側より出していただいではと思う。また、
質問の第1項の在外会社の明細とは名称の
ことであり、韓国側のもつてゐるリストを
送るのでチェックしてもらいたいと述べた。

(3) 帰還同胞寄託財産中朝連関係に移り、ト
部参事官より、本件に関しては現在主管官
庁である法務省に照会中であるが、記録の
半分位は差押えを行なつた各府県が保管し
ており、準備に時間がかかるようである。
朝連財産処分に関する S C A P の指示文と
いうものはなく、ポッダム勅令である団体
等規制令で行なつたものであると述べ、さ
らに日本側より、韓国側の主張である 5,4
55 万円の根拠を質したところ、韓国側よ
り手持の資料がないので次回に説明すると
述べた。

(4) 次いで、同じく寄託財産の在日朝鮮銀行
券の処理状況に入り、大蔵省より鮮銀券の
処分については第一に韓国銀行の李氏立会
いで焼却した分（21年3月11日 / 4.9
99.200 円、21年4月306 百万円）
であり、（立会書写を韓国側に提出、別添

4) 第二に、昭和23年、1月23日付で
総司令部に返還した101万円、第三に昭
和23年11月22日付でバルブ化した
62323.500円でありすべて総司令部
の司令に基づいて行なつていると述べた。

これに対し李委員より、一部資料によると
鮮銀券がまだ6,000万円ほど残つている
といわれ、また日銀の矢野氏の書簡によつ
ても外地から引揚げてきた日本人が鮮銀券
をもつてきたようである。

同書簡のコピーを提出するので検討して
もらいたいと述べた。また韓国側は日本側
のとつた諸措置を指示した総司令部の司令
の写をもらいたい旨述べたので、日本側よ
り次回に提出すると述べた。

(5) 韓国人被徴用者未収金については S C A
P よりの書簡には237百万円を預つてい
るところあるが、これにはかなりの重複がある

ので検討中であるが、本日のところ説明の準備ができていないと述べ、韓国側もこれを受け承した。

(6) 次いで恩給関係に入り韓国側より別添5のとおり要求数値の提出があり、次のとおり説明があつた。すなわち、既裁定分については恩給業務を扱つていた郵便局窓口を通じ、恩給金庫の調査とも照合し、得た数値であり、未裁定については終戦当時申請中のもの、および、恩給受給権は生じているが書類の未提出のものも含んでいる。³⁸ 度線以北の分については既裁定、未裁定分とともに一定の割合で推定を行なつていて述べた。これに対し日本側より韓国側の数値には恩給法上の国庫支弁、地方費支弁および道令、府令による恩給も含んでいるかと質したところ、韓国側より恩給法上の地方費支弁分は含まれているが、道令、府令によるものは含まれないとと思うが、なお調べてお答えしたい。国庫支弁、地方費支弁の別については既裁定分はわかりかねるが、未裁定分についてはわかるはずである。未

裁定の裁定者別でいえば恩給局長、総督府裁定／対道知事裁定6程度の割合であると述べ、必ずしも要領をえないので中島課長より、日本側としては日韓間の数値の違いが推定の差異によるものか、もしくは対象のちがいによるものか承知したいわけであると述べたところ、韓国側より恩給関係については本日の発言を訂正することがあるかもしれない、よく検討してみると述べた。

ここにおいて金主査より、日本側から未裁定者に対する計数を提示してもらいたいと述べたので、ト部参事官より未裁定分については公式委員会の席上で言つてもらいたいと述べたところ、韓国側は重ねて韓国側より提出した未裁定の数字に対する日本側の見解として専門委員会で提出してもらつてもいいのではないかと述べたので、ト部参事官より検討すると答えた。

(ウ) 時間の都合により徵用韓人については次回にのばすことになり、次回に予定されていた公式委員会をとりやめ、木曜日にふたたび専門委員会を開くことに双方意見の一一致をみた。

別添 /

引揚援護庁「引揚援護の記録」(資料85頁)

朝鮮人外地在住者引揚(昭24.4.1現在)

豪州地区	3.051
中國	58.924
関東州	2
台湾	3.449
ハワイ	2.647
香港	30.2
樺太・千島	5.5
滿州	11.609
蘭印	4.54
北仏印	1.20
太平洋地区	14.014
比島	1.408
琉球諸島	1.757
シベリヤ地区	1.50
東南アジア地区	7.401
計	105.343

別添 2

韓国側質問事項(仮訳)

1962.2.17

韓国側より送付

帰還同胞寄託財産關係

1. 朝連財産処分に関する S C A P 指示文の

C O P Y

2. 同処分金額
3. 在日朝鮮銀行券(日本銀行券との交換残額)

処理状況

閉鎖機関及び在外会社關係

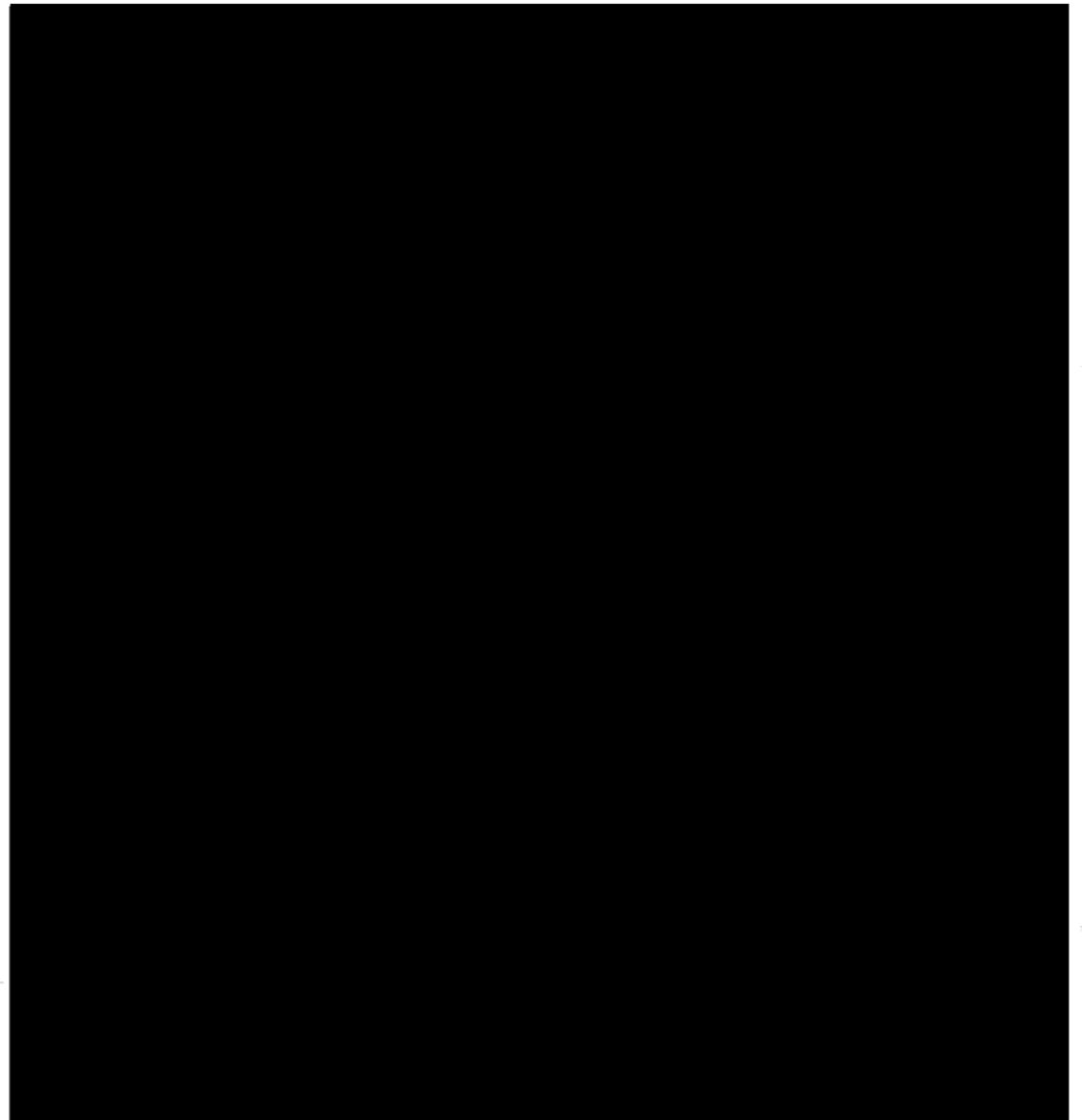
1. 閉鎖機関(4社)及び在外会社(184社)
の明細及び各清算終了日及び整理未了在外会
社(4社)の名称
2. 清算未了中である朝鮮金融組合連合会の最
近の財産目録
3. 閉鎖機関会社の韓国株主の明細及び(清算
にあたつて)何時の株主名簿を基準としたか。
4. 旧朝鮮銀行の1955年末の在日財産状況

別添 3

現在整理中の在外会社一覧表

法 人 名	本店又は主たる事務所の所在地
財団法人交通康生会	京城府龍山区
日鮮礦業株式会社	咸鏡北道鏡城郡
秋田証券株式会社	京城府中区
金融組合	朝鮮地区 626カ所

(注) 本表には、旧朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する在外会社のうち、現在整理中のものを掲記した。



1

別添4

Particulars of the Bank of Chosen Notes

incinerated

<u>Denomination</u>	<u>Amount</u>
100 yen notes	¥3,661,700.00
10 yen notes	¥9,299,930.00
Total	¥12,961,630.00

The undersigned hereby certify that the above-mentioned Bank of Chosen Notes were destroyed in the incineration furnace in the Bank of Japan in their presence on August 23, 1950.

Witnesses:

Bank of Korea

C. H. Kim,
Deputy-Governor

Ministry of Finance

H. Mitsugi,

Bank of Japan

T. Sakuma,
Chief, Cashier's Dep't.

別添 5

37. 2. 21

韓国側より提出

年金請求明細

年 金 既裁定 19,232人 115,469,500 円

未裁定 15,888 174,175,500

計 35,120 289,645,000

一時金 既裁定 159人 130,034 円

未裁定 20,109 164,199,936

計 20,268 165,499,970

総 計 55,388 306,194,970